

対応内容	詳細（時期、内容、件数等）
(1) 国、県からの通知送付	<p>①【随時】障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター等への通知送付          ②【随時】指定管理者へ行政と情報共有するべきものについて、通知送付</p>
(2) 独自に作成した通知送付	<p>①【R2.1.31】指定管理者へ施設における新型コロナウイルス関連肺炎に係る対応についての通知送付          ②【R2.2月末～4月上旬】指定管理者へ指定管理業務についての継続・休止要請の通知送付（3件）          ③【R2.4.21】通所系事業所へ緊急事態宣言発令に伴う対応についての通知送付          ④【R2.4.23】指定管理施設、委託相談支援事業所へ緊急事態宣言発令に伴う臨時対応依頼送付          ⑤【R2.5.1】地域活動支援センターへ通所活動を控えるよう、依頼文送付          ⑥【R2.5.7】③についての対応期間延長通知送付          ⑦【R2.5.18】通所系事業所へ緊急事態宣言解除に伴う臨時対応終了通知送付          ⑧【R2.5.20】地域活動支援センターへ通所活動の再開依頼送付          ⑨【R2.5.26】委託相談支援事業所へ緊急事態宣言解除に伴う通常業務再開依頼送付          ⑩【R2.6.22】休校中の児童の情報提供に係る依頼について通知送付</p>
(3) マスク配付	<p>①【R2.4.13、14】障害福祉サービス等事業所へ市に寄贈されたマスクを配付          ②【R2.5.11～15】障害児者入所施設へ市に寄贈されたマスクを配付          ③【R2.5.15～21】医療的ケア児等へマスクを配付          ④【R2.6.3、4】障害福祉サービス事業所へ市が購入したマスクを配付          ※①、④の配付対象は504事業所</p> <p>&lt;今後の予定&gt;          必要に応じて関係機関へマスクを配付予定</p>
(4) 衛生用品の配付	<p>①【R2.4.27】医療的ケア児等へ病院及び生活介護事業所を通してアルコール消毒液を配付          ②【R2.6.3、4】障害福祉サービス等事業所へ市に寄贈された次亜塩素酸水を配付          (配付対象事業所数：363事業所)</p> <p>&lt;今後の予定&gt;          必要に応じて関係機関へ衛生用品を配付予定</p>
(5) 補助金交付	<p>①【R2.5月】障害福祉サービス等事業所へR2.1.16～R2.3.31内に購入した衛生用品の購入費に対する補助金交付          ②【R2.5～6月】障害福祉サービス等事業所に対し、新型コロナウイルス感染症対策事業について要望アンケートを実施し、5月臨時補正及び6月補正にて、簡易陰圧装置の整備費等の各種補助金の予算措置を実施。          具体的な申請手続き等については7月以降の予定。</p> <p>&lt;今後の予定&gt;          新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用を助成するための予算措置を実施する予定。</p>
(6) その他	<p>①【R2.5.8】医療的ケア児等支援協議会の活動として、市ホームページに協議会委員のメッセージを掲載。また、市民からの質問に対し、回答を掲載。</p>